

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

○ 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○ 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

○ 制度対象者

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下
第3段階①	者を含む）が市民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含む。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除く。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下。

○ その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

### 負担額一覧表（1日当たりの利用料）

利用者負担段階	食費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
第1段階	300円	820円	490円	0円
第2段階	390円 (600円)			370円
第3段階①	650円 (1,000円)	1,310円	1,310円	
第3段階②	1,360円 (1,300円)			

\*短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額。